

# 福祉施設向け情報

長野県及び長野圏域において、新型コロナウイルス感染症の患者発生が急増しております。また、社会福祉施設においての患者発生も認められることから、医療提供体制の逼迫が懸念されます。

重症化リスクの高い、福祉施設やサービス事業所を利用される方への感染拡大を防止するため、感染症拡大防止対策の一層の徹底をお願いいたします。

入所者や職員に新型コロナウイルス感染症の感染を疑わせる症状が出現した場合の対応等をまとめましたので参照の上、対応をお願いいたします。

1. 職員や利用者から、新型コロナウイルス感染症に感染したと報告があった場合
2. 福祉施設における感染発生の予防及び拡大防止

## 1. 職員や利用者から、新型コロナウイルス感染症に感染したと報告があった場合

### 1) すぐに行うこと

- ・入所者・職員に体調不良者がいないか確認  
→体調不良者がいる場合はかかりつけ医に連絡し、受診・処方等について相談する
- ・陽性者が施設内にいる場合は隔離対応（ケアの順番は最後にして、ケア後は装備を交換）
- ・陽性者のケアをするスタッフの装備の確認  
\* マスク（不織布）、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（エプロン）、使い捨て手袋
- ・施設内に明らかに濃厚接触者と思われる入所者も可能な限り部屋にいてもらい、個室対応する
- ・透析患者がいる場合には、透析に通う前に主治医に連絡する
- ・管轄の保健所に連絡する

### 2) 保健所への連絡と併行して準備しておくこと

- ・接触者リスト  
感染可能期間中（発症2日前～）に接触した方々の接触状況（特に食事や休憩時）について記載してください
- ・全職員、利用者の名簿一覧  
氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所（職員は自宅）、電話番号（職員は個人の番号）、  
\* 本人への連絡が困難な場合は保護者（施設責任者、ケアマネジャー）の連絡先
- ・各種資料の準備  
施設図面、職員の勤務シフト表、利用者の部屋割、食事等の座席表 など

#### <送付先>

メールアドレス : nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp

Fax : 026 (223) 7669

電話 : 026 (225) 9039

### 3) 施設の消毒

- ・感染者の机や手で触れた可能性がある物（パソコンのキーボードなど）や場所を効果のある消毒薬や界面活性剤が含まれている洗剤で拭いてください。
- ・共有物（固定電話やコピー機、冷蔵庫の取っ手など）やよく触る場所（ドアノブや照明のスイッチなど）を効果のある消毒薬や界面活性剤が含まれている洗剤で拭いてください。

- ・効果のある消毒薬、界面活性剤について

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku\\_jokin.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf)（経済産業省）

<https://www.nite.go.jp/data/000111300.pdf>（NITE：製品評価技術基盤機構）

- ・消毒の方法について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/documents/syoudokutirasi.pdf>

## 2. 福祉施設における感染発生の予防及び拡大防止

感染拡大防止のために、施設における感染対策の再確認をお願いいたします。

### 1) 職員の体調管理

- ・発熱、咳、倦怠感等の症状がある職員は、出勤しないことを徹底してください。
- ・症状が出現したときは、いったん回復しても安心せず、かかりつけ医等に電話で相談の上、受診をしてください。
- ・設置者は、職員が安心して休暇を取得できる体制の整備に努めてください。

### 2) 職場内での感染防止対策の再確認

- ・職場内での感染として、食事休憩や更衣室等での接触が原因と疑われる事例が報告されています。休憩場所での飲食をしながらの会話や換気の悪い更衣室での接触を避けるようにお願いします。
- ・直接ケアを行う職員だけでなく、事務、調理、送迎等の職員、委託先のスタッフも含め、全員が基本的な感染防止策（手指衛生、マスクの着用等）を確実に行ってください。
- ・口腔ケアのときにはゴーグルを着用するなど、適切な感染防護具の使用をお願いします。
- ・換気（二方向の窓・ドアを開けるなど）に注意するとともに、室温管理・加湿にも留意してください。

### 3) 患者発生時の対応の検討

- ・職員、利用者に感染の疑いが発生した場合の初動対応や、BCP（業務継続計画）についてあらかじめ検討を行い、施設において共有を図ってください。

#### 【参考資料（感染対策マニュアルなど）】

- ・感染対策の手引き、マニュアル

介護現場における感染対策の手引き 第1版（PDF形式：19.0MB）

介護職員のための感染対策マニュアル（概要版、施設系）（PDF形式：4.4MB）

介護職員のための感染対策マニュアル（概要版、通所系）（PDF形式：4.4MB）

介護職員のための感染対策マニュアル（概要版、訪問系）（PDF形式：4.1MB）

出典：【厚生労働省ホームページ】

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（外部リンク）

#### \* 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>)

- ・上記事業は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費が対象です。
- ・申請をお考えの法人におかれましては、必ず事前に介護支援課（電話（026-235-7113）またはメール（kaigo-seibi@pref.nagano.lg.jp））へ、申請の予定をお伝えいただきますようお願いいたします。
- ・現時点では交付申請を受付しておりません。（令和4年11月以降を予定）。